

○ 美幌・津別広域事務組合副管理者の職務代理者を定める規則

〔平成19年3月20日
規則第3号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第2項の規定に基づき、美幌・津別広域事務組規約（平成3年網振興第2577号指令）第8条第3項に規定する副管理者（管理者以外の組合の長の副管理者）の職務を代理する者について必要な事項を定めるものとする。

(職務の代理者)

第2条 前条に定める副管理者の代理者は、管理者の属しない組合町の副町長とする。

(代理する職務)

第3条 代理する職務は、美幌・津別広域事務組合副管理者に対する事務委任規則（平成10年規則第7号）に定めてあるものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。